

国民保護法って、 なんですか？

平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が施行されました。

国民保護法は、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合などに、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小にするため、国、地方公共団体などの役割分担やその具体的な措置について定めている法律です。

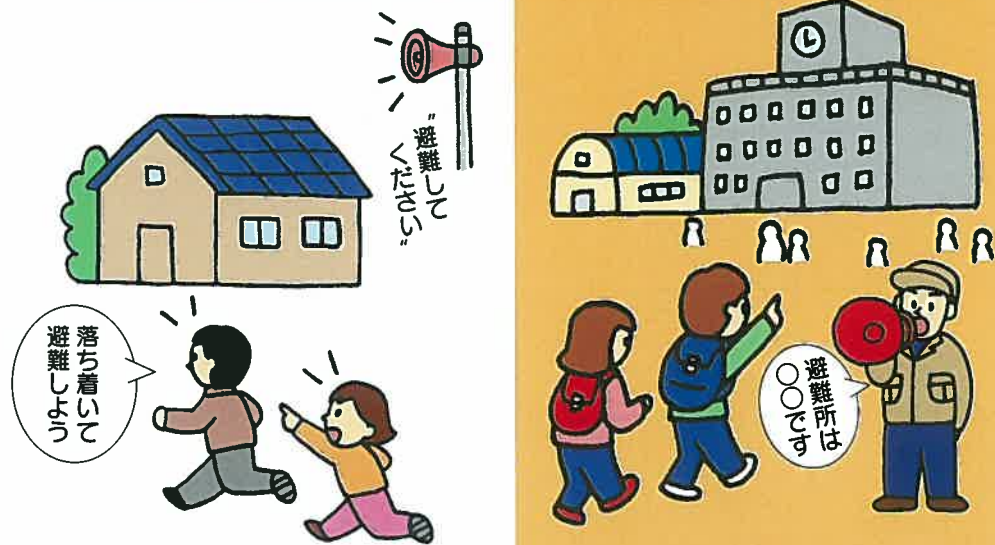
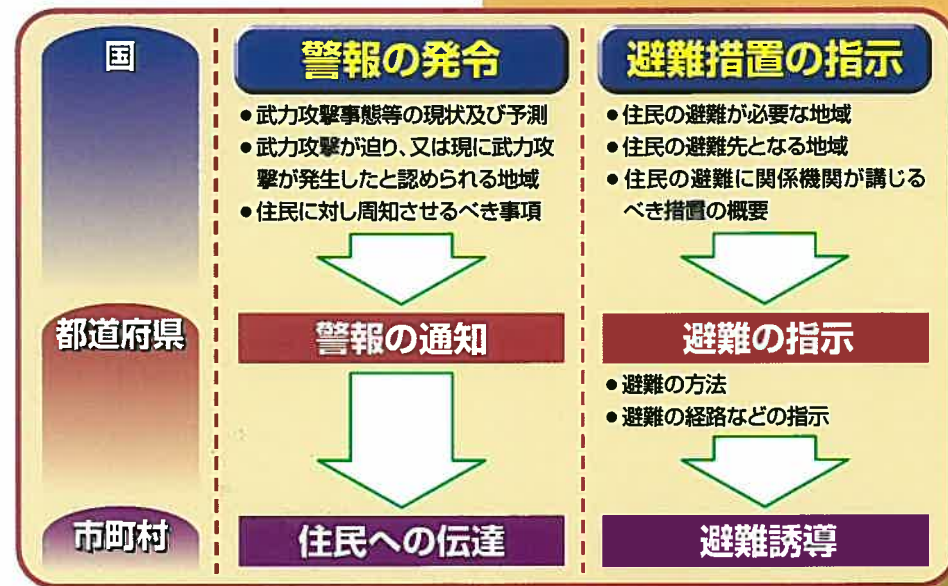
山形県総務部危機管理室

武力攻撃を受けた場合などに「国民の生命・身体・財産」を保護するための **3つの柱**

「国民保護法」って、
なんですか？

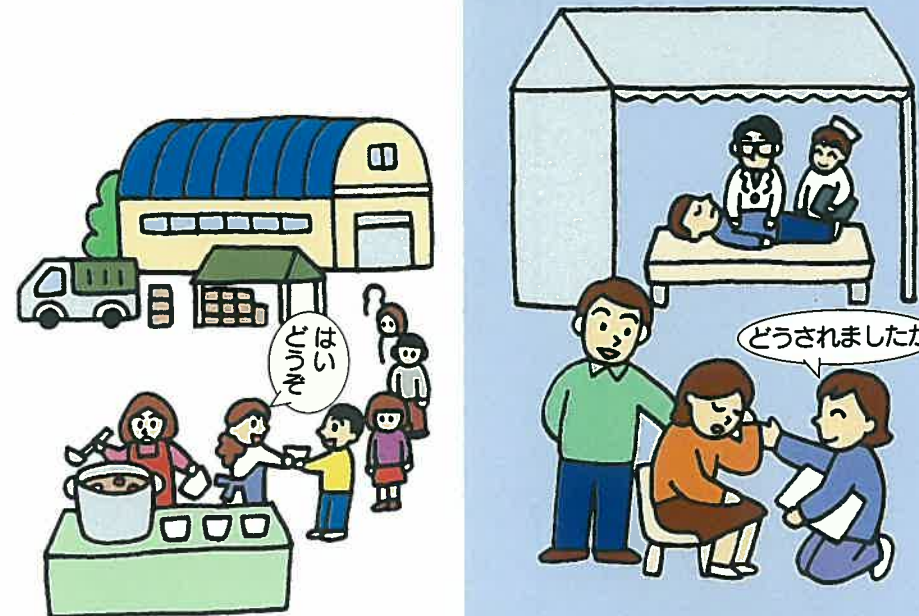
1 避難

日本に対する武力攻撃が迫った場合や大規模テロが発生した場合には、国はその情報を把握し、国民に警報を発令します。また、国は避難の必要があると認める都道府県の知事に、避難措置の実施について指示を行います。都道府県知事は、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行います。市町村長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。



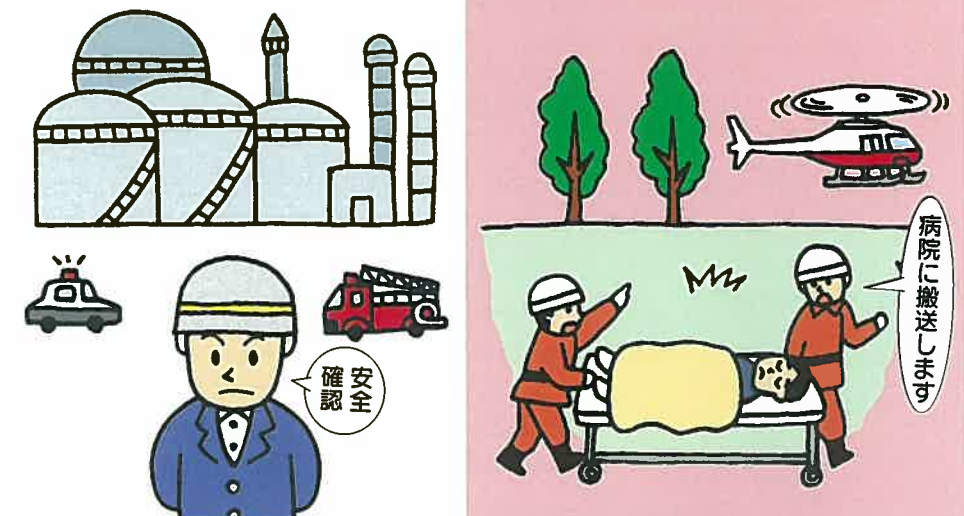
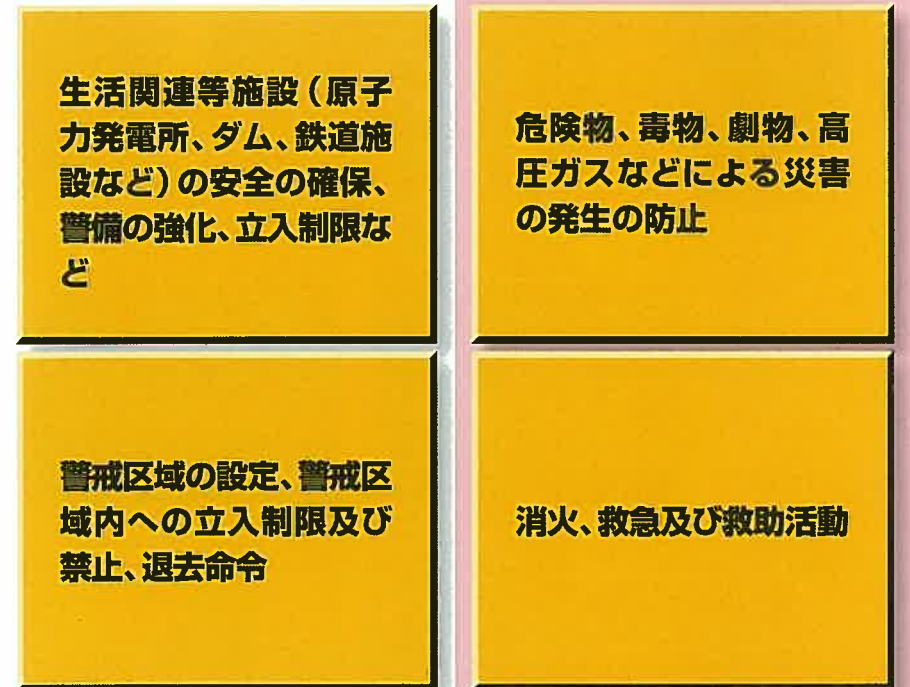
2 救援

国は避難した後の住民の生活を救援するため避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講じるよう指示を行います。救援は都道府県が中心となって、市町村や日本赤十字社などと協力して行います。



3 武力攻撃に伴う被害の最小化

国、都道府県、市町村が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。



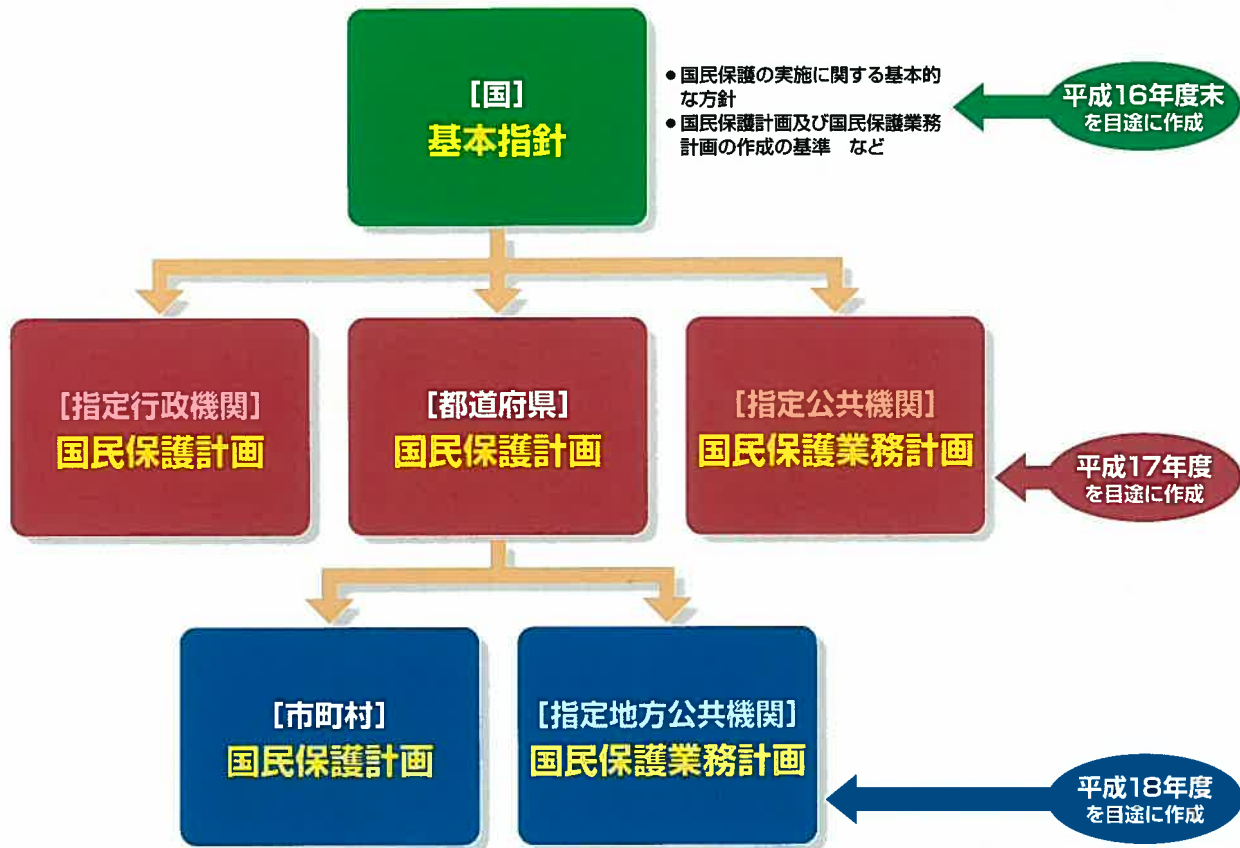
国民の保護に関する基本指針・計画

国は、武力攻撃事態等に備え、あらかじめ国民の保護に関する基本指針を定めることとなっています。

また、指定行政機関^(注1)、地方公共団体、指定公共機関^(注2)及び指定地方公共機関^(注3)は、国民の保護に関する計画(国民保護計画)又は

業務計画(国民保護業務計画)を作成します。

都道府県知事、市町村長は、国民保護計画を作成・変更するときは、関係機関の代表者等からなる国民保護協議会(各都道府県・市町村に設置)に諮問することとなっています。



(注1) ● 指定行政機関

内閣府、各省庁等の中央行政機関等

(注2) ● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で指定

(注3) ● 指定地方公共機関

都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定

山形県では、国民保護法に基づく「山形県国民保護計画」を平成17年度中に作成することとしています。計画の作成にあたっては、県民の皆様のご意見を取り入れたいと考えています。ご意見・ご質問などございましたら、次までお寄せください。

山形県総務部危機管理室総合防災課 (国民保護対策担当)

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

Tel : 023-630-2229・2671 Fax : 023-633-4711

E-mail : bosai@pref.yamagata.jp